

自己点検シート（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）

【記入日： 年 月 日・記入者氏名：

・連絡先：Tel

点検した結果を記載してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
I 基本方針							
1. 基本方針 【介】	特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態となった場合でも、特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるものとなっていますか。 また、事業者は、安定的かつ継続的な事業運営が図られるよう、努めていますか。	基準第192条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【予】	介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	(予防基準第254条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 人員基準							
1. 従業員の員数 (外部委託分の員数を除く) 【介】【予】	【生活相談員】 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。	第192条の4 (第255条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1人以上は専従かつ常勤ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	生活相談員の資格を有するものを配置していますか。 (資格要件⇒社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事任用資格を有する者、介護支援専門員)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【介護職員】 介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人、及び要支援者である利用者の数が30又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 (※ 利用者数は、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1人以上と算出。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【計画作成担当者】 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)を置いていますか。 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者であり、そのうち1人以上は常勤となっていますか。(ただし、利用者及び介護予防サービス、居宅サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
Ⅲ 設備基準							
1. 設備及び備品等	建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。)は、耐火建物又は準耐火建物となっていますか。	第192条の6 (第257条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	浴室、便所、及び食堂を有していますか。 (ただし、居室の面積が25㎡以上である場合には、食堂を設けないことができる。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	各設備は次の基準を満たしていますか。						
	【介護居室】						
	イ 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ハ 地階に設けてはならないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ニ 1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【浴室】 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【便所】 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【食堂】 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
構造設備の基準については、建築基準法(昭和21年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところにより、適正となっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
Ⅳ 運営基準							
1. 内容及び手続の説明及び契約の締結等 【介】【予】	重要事項(※1)について記した文書を交付し(※2)、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※1 運営規程の概要、勤務体制、受託居宅サービス事業者との業務分担の内容、受託居宅サービス事業所の情報(名称、サービス種類等)、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項 ※2 文書の交付は、電磁的方法でも可。	第192条の7 (第258条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定施設の入居及びサービスの提供開始について、利用者と契約書を交わしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①契約の内容は、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件となっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②契約書においては少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③より適切なサービス提供を行うため、利用者を別の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室又に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約書に明記していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
2. 受託居宅サービス(介護予防サービス)の提供 【介】【予】	(介護予防)特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス(介護予防サービス)事業者により、適切かつ円滑な受託サービスが提供されるよう、従業者による会議、サービス提供等に係る情報の伝達、サービス計画作成にあたっての協議等を行っていますか。	第192条の8 (第263条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受託居宅サービス(介護予防サービス)事業者が受託サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. サービス提供の開始等 【介】【予】	正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第192条の12: 第179条準用 (第262条: 第235条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスの利用を妨げていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 受給資格等の確認 【介】【予】	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第192条の12: 第11条準用 (第262条: 第49条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 要介護(要支援)認定の申請に係る援助 【介】【予】	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護(要支援)認定の申請をしているか確認していますか。	第192条の12: 第12条準用 (第262条: 第49条の6準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者が要介護(要支援)認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. サービスの提供の記録 【介】【予】	サービス提供の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービス提供の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。	第192条の12: 第181条準用 (第262条: 第237条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	基本サービスを提供した際の記録には、次の内容が記載されていますか。 サービス提供日及び具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 利用料等の受領 【介】【予】	利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または介護予防サービス費用基準額の1割又は2割(法令により給付率が9割又は8割でない場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。	第192条の12: 第182条準用 (第262条: 第238条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合とそれ以外の場合との間で利用料に不合理な差額を生じさせていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
7. 利用料等の受領 【介】【予】	<p>利用料のほかには、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。</p> <p>(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>(2) おむつ代</p> <p>(3) 特定施設入居者生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの(※)</p> <p>※平成12年3月30日付け通知、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(老企第52号)」、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(老企第54号)」を参照のこと</p>	第192条の12： 第182条準用 (第262条： 第238条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 領収証 【介】【予】	<p>サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。</p>	<p>法第41条 (法第53条： 法第41条準用) 施行規則第65条 (施行規則第85 条： 施行規則第65条準</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
9. 保険給付の請求のための証明書の交付 【介】【予】	<p>事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っていますか。</p>	<p>第192条の12： 第21条準用 (第262条： 第50条の2準用)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針(身体的拘束等の禁止) 【介】【予】	<p>事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うよう努めていますか。</p>	<p>第192条の12： 第183条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。</p>	<p>第192条の12： 第183条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨としているか。また、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p>	<p>第192条の12： 第183条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。</p>	<p>第192条の12： 第183条準用 (第262条： 第239条準用)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 また記録は整備し、そのサービス提供の日から5年間保存していますか。</p>	<p>第192条の12： 第183条準用 (第262条： 第239条準用)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	<p>第192条の12： 第183条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
11. 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針【予】	サービスの提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	(第264条： 第246条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに主治の医師または歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供にあたり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス提供にあたって、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切に働きかけていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針【予】	サービスの提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	(第264条： 第247条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の従業者及び受託サービス事業者と協議の上、介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載したサービス計画の原案を作成していますか。 ※介護予防特定施設サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書理により利用者の同意を得ていますか。また交付を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供にあたっては、サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成担当者は、他の従業者及び受託サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該サービス計画に記載した期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っていますか。また、必要に応じて当該介護予防特定施設サービス計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
13. 特定施設サービス計画の作成 【介】	管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	第192条の12： 第184条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成に際して、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者及び受託サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 また、作成後は当該計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成後においても、他の従業者及び受託サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 相談及び援助 【介】【予】	入居者の生活の向上を図るため、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援（入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談）を行っていますか。	第192条の12： 第187条準用 (第264条： 第250条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 利用者の家族との連携等 【介】【予】	利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会（事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等）を確保するよう努めていますか。	第192条の12： 第188条準用 (第264条： 第251条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 利用者に関する保険者市町村への通知 【介】【予】	利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるときには、遅滞なく意見を付して市町村に通知していますか。	第192条の12： 第26条準用 (第262条： 第50条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者が偽り、又は不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく意見を付して市町村に通知していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17. 緊急時等の対応 【介】【予】	現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	第192条の12： 第51条準用 (第262条： 第51条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
18. 管理者の責務 【介】【予】	管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	第192条の12 : 第52条準用 (第262条 : 第52条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理者は、事業所の従業者に居宅基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 運営規程 【介】【予】	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営方針 <input type="checkbox"/> 特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 入居定員及び居室数 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 受託サービス事業者及び受託サービス事業所の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 <input type="checkbox"/> 施設の利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> 虐待防止に関する事項 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	第192条の12 (第259条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 受託サービス事業者への委託 【介】【予】	受託サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託サービス事業所ごとに文書により行っていますか。	第192条の10 (第260条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受託サービス事業者は、指定居宅（介護予防）サービス事業者又は指定地域密着型（地域密着型介護予防）サービス事業者ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受託サービス事業者が提供するサービスの種類は、（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与及び（介護予防）認知症対応型通所介護となっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業開始にあたっては、（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所介護を提供する事業者と、サービス提供に関する業務を委託する契約を文書にて締結していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業開始にあたって契約を締結すべき受託サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、サービス提供に関する業務を委託する契約を文書にて締結していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、当該特定施設と同一の市町村の区域内に所在する事業者と契約を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受託サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受託サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受託サービス事業者に委託した業務を再委託させていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
21. 勤務体制の確保 【介】【予】	利用者に対し、適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、事業所ごとに、勤務表上に日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明記する等により、従業者の勤務の体制を定めていますか。	第192条の12： 第190条準用 (第262条： 第241条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	基本サービスの提供は、当該特定施設の従業者によって行われていますか。 ※ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該特定施設の従業者の資質向上のため、計画的な研修を実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22. 協力医療機関等 【介】【予】	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	第191条の12： 第191条準用 (第262条： 第242条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施について、防火管理者を置くこととされている指定特定施設入居者生活介護事業所にあつてはその者に行わせていますか。(また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設入居者生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせていますか。)</p> <p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備に関して、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを努めていますか。</p>	第192条の12： 第103条準用 (第262条： 第120条の4準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<p>23. 非常災害対策 【介】【予】</p>	<p>非常災害対策計画策定に盛り込む具体的な項目(例) ※以下の事項で該当するものの「□」に✓をすること。</p> <p>1 立地条件 □ 施設等の立地条件 □ 周辺地区の過去の災害発生状況 □ 災害の発生予測</p> <p>2 情報の入手方法 □ 情報の入手方法(テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)</p> <p>3 災害時の連絡先及び通信手段の確認 □ 災害時の職員間の連絡体制 □ 緊急連絡先の体制整備(自治体、消防、医療機関、家族等) □ 通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法</p> <p>4 避難を開始する時期、判断基準 □ 避難開始時期の判断基準 □ 臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法(通所系事業所の場合)</p> <p>5 避難場所 □ 市町村指定避難場所の確認 □ 施設内の安全スペースの確認</p> <p>□ 災害の種類等に応じた避難場所の複数選定 □ 送迎時等の避難場所の選定</p> <p>6 避難経路 □ 避難経路の複数選定 □ 送迎時等の避難経路の設定 □ 避難経路図等の作成 □ 所要時間</p> <p>7 避難方法 □ 利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩、ストレッチャー)</p> <p>8 災害時の人員体制、指揮系統 □ 避難に必要な職員数 □ 役割分担 □ 指揮系統の明確化【日中・夜間】 □ 職員の参集基準【日中・夜間】</p> <p>9 停電・断水時の対応(※訪問・通所は必須でない) □ 停電を想定した対策を検討していますか □ 断水を想定した対策を検討していますか</p> <p>10 関係機関との連携 □ 関係機関(市町村、警察、消防等)との連携体制の整備 □ 地元自治会との連携体制の整備有無</p>		□	□		□	□
<p>24. 衛生管理等</p>	<p>利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p>食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所</p>	<p>第192条の12 : 第104条準用</p>	□	□		□	□

【介】【予】	<p>の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っていますか。</p> <p>特に、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症等の感染症の発生及びまん延を防止するために必要な措置を講じていますか。</p>	<p>(第262条： 第139条の2準用)</p>	<p>—</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>—</p> <p><input type="checkbox"/></p>		<p>—</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>—</p> <p><input type="checkbox"/></p>
25. 掲示 【介】【予】	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(重要事項説明書の内容)及び指定書を事業所内に掲示していますか。</p>	<p>第192条の12： 第32条準用 (第262条： 第53条の4準用) 堺市介護保険施行規則第51条の14</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>		<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
26. 秘密保持等 【介】【予】	特定施設及び受託サービス事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	第192条の12： 第33条準用 (第262条： 第53条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定施設及び受託サービス事業者の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ個別に文書による同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27. 広告 【介】【予】	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	第192条の12： 第34条準用 (第262条： 第53条の6準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 【介】【予】	居宅介護（介護予防）支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第192条の12： 第35条準用 (第262条： 第53条の7準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29. 苦情処理 【介】【予】	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数：月平均 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：有・無	第192条の12： 第36条準用 (第262条： 第53条の8準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30. 地域との連携等 【介】【予】	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等（地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力等）の地域との交流に努めていますか。	第191条の12： 第191条の2準用 (第262条： 第243条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31. 事故発生時の対応 【介】【予】	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	第192条の12： 第37条準用 (第262条： 第53条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入：有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
32. 会計の区分 【介】【予】	他の事業との会計を区分していますか。	第192条の12： 第38条準用 (第262条： 第53条の11準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33. 記録の整備 【介】【予】	従業者、設備、備品、会計及び受託サービス事業者に関する記録を整備していますか。	第191条の11 (第261条) 堺市基準条例第3条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に対する指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間(サービス提供記録は提供日から5年間)保存していますか。 少なくとも次に掲げる記録を整備していますか。 ・特定施設サービス計画(介護予防特定施設サービス計画) ・基本サービスに係る具体的なサービス内容等の記録 ・受託サービス事業者から受けた報告に係る記録 ・受託サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録 ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅にあっては、法定代理受領サービスとして提供する場合は同意書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34. 高齢者虐待の防止 【介】【予】	事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益をえていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
35. 変更の届出等 【介】【予】	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に変更の届出を行っていますか。</p> <p>【厚生労働省令届出事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・運営規程 ・協力医療機関名（歯科含む）及び診療科名並びに契約内容 ・居宅介護（介護予防）サービス費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所 	<p>法第75条 施行規則第131条 (法第115条の5 施行規則第140条 の19)</p>	□	□		□	□

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
V 業務管理体制の整備							
1. 業務管理体制の整備 【介】【予】	1 事業者（法人）内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 或いは、周知されていますか。 (周知方法：)	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 法令遵守責任者の選任【全ての法人】 事業者（法人）において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出て いますか。 法令遵守責任者の届出 済 . 未済 所属・職名 氏 名	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 法令遵守規程の整備【事業所（施設）数が20以上の法人のみ】 事業者（法人）において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知して いますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 規程の概要の届出 済 . 未済	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 業務執行の状況の監査【事業所（施設）数が100以上の法人のみ】 事業者（法人）において、業務執行の状況の監査を定期的実施して いますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 監査の方法の概要の届出 済 . 未済	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け 出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅 滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 業務管理体制の整備 【介】【予】	<p>3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。</p> <p>※ 所管庁（届出先）</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>◎すべての指定事業所等が指定都市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長（介護事業者課）</p> <p>◎地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、すべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者 ⇒堺市長（介護事業者課）</p> <p>◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事（福祉部高齢介護室介護事業者課）</p>	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

V 算定基準							
点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 介護給付費 単位 【介】 【予】	<p>次に掲げるサービスの種類ごとに所定の単位数を算定していますか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費</p> <p>① 基本サービス費 (1日につき) 82単位</p> <p>② 訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体介護 <ul style="list-style-type: none"> 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に 所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに 86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間 1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに 36単位を加算した単位数 ・ 生活援助 <ul style="list-style-type: none"> 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間 15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を 加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位 所要時間1時間15分以上の場合 261単位 ・ 通院等乗降介助 1回につき 86単位 <p>③ 訪問入浴介護 基本部分の報酬単位の90/100</p> <p>④ 訪問看護 基本部分の報酬単位の90/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20分未満のものについては、24時間体制の事業所で、 20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている場合に 限り、算定する。 ・ 20分未満のものについて、准看護師が行った場合は、 基本報酬単位の81/100 ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日2回を 超えて行った場合、1回につき基本報酬単位の81/100 <p>⑤ 訪問リハビリテーション (1回につき) 基本部分の報酬単位の90/100</p> <p>⑥ 通所介護 基本部分の報酬単位の90/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2時間以上3時間未満のものについては63/100 <p>⑦ 通所リハビリテーション 基本部分の報酬単位の90/100</p> <p>⑧ 福祉用具貸与 (1月につき) 通常の福祉用具貸与と同様</p> <p>⑨ 認知症対応型通所介護 基本部分の報酬単位の90/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2時間以上3時間未満のものについては57/100 	<p>算定基準 別表の10 口注2 (予防算定基準 別表の8 口注1) 外部サービス利用 型給付費に係るサ ービス種類及び単 位数等 1イ口別表第1注 1 (2イ口別表第2 注1)</p>	□	□		□	□

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 介護給付費 単位 【介】 【予】	<p>ただし、限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数となっていますか。</p> <p>要介護1 16,294単位 要介護2 18,301単位 要介護3 20,398単位 要介護4 22,344単位 要介護5 24,442単位</p> <p>(2) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費</p> <p>①基本サービス費(1日につき) 55単位</p> <p>②介護予防訪問介護 (1) 1週に1回程度の訪問介護 1,054単位 (2) 1週に2回程度の訪問介護 2,108単位 (3) 上記(2)を超える訪問介護 3,344単位</p> <p>③介護予防訪問入浴介護 基本部分の報酬単位の90/100</p> <p>④介護予防訪問看護 基本部分の報酬単位の90/100 ・20分未満のものについては、24時間体制の事業所で、20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定する。 ・20分未満のものについて、准看護師が行った場合は、基本報酬単位の81/100 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日2回を超えて行った場合、1回につき基本報酬単位の81/100</p> <p>⑤介護予防訪問リハビリテーション(1回につき) 基本部分の報酬単位の90/100</p> <p>⑥介護予防通所介護 (1) 要支援1 1,489単位 (2) 要支援2 3,053単位 ※加算については以下のとおり。 運動器機能向上加算 203単位 栄養改善加算 135単位 口腔機能向上加算 135単位 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 432単位 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 630単位</p> <p>⑦介護予防通所リハビリテーション 基本部分の報酬単位の90/100 ※加算については以下のとおり。 運動器機能向上加算 203単位 栄養改善加算 135単位 口腔機能向上加算 135単位 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 432単位 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 630単位</p>	算定基準 別表の10 ロ注2 (予防算定基準 別表の8 ロ注1) 外部サービス利用 型給付費に係るサ ービス種類及び単 位数等 1イロ別表第1注 1 (2イロ別表第2 注1)	□	□		□	□

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 介護給付費 単位 【介】【予】	<p>⑧介護予防福祉用具貸与(1月につき) 通常の福祉用具貸与と同様</p> <p>⑨介護予防認知症対応型通所介護 基本部分の報酬単位の90/100 ・ 2時間以上3時間未満のものについては57/100 ※加算については以下のとおり。 個別機能訓練加算 24単位 栄養改善加算 135単位 口腔機能向上加算 135単位</p> <p>ただし、限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる 単位数となっていますか。 要支援1 5,032単位 要支援2 10,531単位</p>	算定基準 別表の10 □注2 (予防算定基準 別表の8 □注1) 外部サービス利用 型給付費に係るサ ービス種類及び単 位数等 1イ□別表第1注 1 (2イ□別表第2 注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 端数処理 【介】【予】	<p>単位数算定の際の端数処理 ・ 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小 数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていますか。</p>	留意事項 2-1-(1) (予防留意事項 2-1-(1))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>金額換算の際の端数処理 ・ 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の 端数があるときは、端数を切り捨てていますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 人員基準欠 如に該当する場 合の所定単位数 の算定について 【介】【予】	事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っ ている、いわゆる人員基準欠如がある場合、翌月(状況により翌々月)の全利 用者について、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	通所介護費等の 算定方法 5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 外部サービ ス利用型特定施 設入居者生活介 護費について 【介】【予】	<p>次の事項に留意して算定していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本サービス部分(特定施設サービス計画の作成、利用者の安否確認、生活 相談等に相当する部分)と受託サービス事業者が提供する各居宅サービス部分 の単価数を合算して得られる額を一括して特定施設事業者を支払われるもので あること。 ・ 人員欠如減算は、基本サービス部分についてのみ適用されるものであること。 ・ 受託サービス事業者が提供する各居宅サービス部分の算定方法については、 訪問介護において15分ごとの算定となっている点等、取扱い異なること。 ・ 受託サービス事業者への委託料については、個々の委託契約に基づき支払わ れるものであること。 	留意事項2-4-(2) (予防留意事項 2-9-(2))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
5. 障害者等支援加算 【介】【予】	<p>養護老人ホームである特定施設において、次に掲げる者(※)に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※知的障害又は精神障害を有する利用者であって、これらの障害の状況により、基本サービスの提供にあたって特に支援を必要とするもの</p>	外部サービス利用型給付費に係るサービス種類及び単位数等 1イ別表第1注2 (2イ別表第2注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. サービス提供体制強化加算 【介】【予】	<p>あらかじめ届け出て、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護の提供を行った場合、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、人員欠如に該当している場合は算定できません。 (※なお、当該加算にかかる取扱いについては、留意事項2-4-(9)及び予防留意事項2-10-(6)を参照してください。)</p>	算定基準別表の10へ注 (予防算定基準別表の8二注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位 介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上の場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位 介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上の場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位 看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上の場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、3年以上の勤続年数のある者が30%以上の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
7. 介護職員処遇改善加算 【介】【予】	<p>○ 介護職員処遇改善加算(あらかじめの届出が必要)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月当たりの総単位数にサービス別加算率1000分の82を乗じた単位数を算定していますか。【下の算定要件①～⑧いずれにも適合する場合】</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月当たりの総単位数にサービス別加算率1000分の60を乗じた単位数を算定していますか。【下の算定要件①～⑥、⑦i～iv、⑧に適合する場合】</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1月当たりの総単位数にサービス別加算率1000分の33を乗じた単位数を算定していますか。【下の算定要件①から⑥かつ⑨、⑩に適合する場合】</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数を加算していますか。【下の基準①から⑥かつ⑨又は⑩に適合する場合】</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数を加算していますか。【下の基準①から⑥に適合する場合】</p>	算定基準別表の10ト注 (予防算定基準別表の8ホ注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①介護職員の賃金(退職手当除く)の改善に要する費用見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
7. 介護職員処 遇改善加算 【介】【予】	②当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、届出を行っていること。	算定基準 別表の10 ト注 (予防算定基準 別表の8 ホ注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤算定日が属する月の前12ヶ月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 i) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（賃金に関する ことを含む。）を定めていること。 ii) i)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している こと。 iii) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る 研修の実施又は研修の機会を確保していること。 iv) iii)について全ての介護職員に周知していること。 v) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準 に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 vi) v)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している こと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の 処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇 改善に要した費用を全ての職員に周知していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨次のいずれかの基準に適合すること。 i) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件 (賃金に関することを含む。)を定めていること。 b) a)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知して いること。 ii) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該 計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b) a)の要件について全ての介護職員に周知していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩平成20年10月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の 処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改 善に要した費用を全ての職員に周知していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【根拠条文について】

法：介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行規則：介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)

予防基準：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)

解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

算定基準：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

予防算定基準：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令告示第127号)

留意事項：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)

予防留意事項：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発 第0317001号・老老発第0317001号)

外部サービス利用型給付費に係るサービス種類及び単位数等：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成18年3月28日厚生労働省告示第165号)

通所介護費等の算定方法：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)

基準条例：堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日条例第58号)